

安全な社会を創るための匿名通報事業の実施に伴う警察における対応について  
(平成27年2月4日組対発第63号)

(概要)

この通達は、匿名通報事業における警察の対応要領を定めたものです。

匿名通報事業とは、暴力団犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待事案や人身取引事犯といった、被害者の置かれた状況から被害者本人からの申告が期待しにくい、被害が潜在化し、拡大する危険性が高い犯罪に対して、犯罪の検挙や被害者の早期保護を図るべく、警察庁の委託を受けた者が対象事案などに関する通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を払う事業のことです。